

久喜市工事検査要綱の一部を改正する告示

久喜市工事検査要綱（平成 22 年久喜市告示第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中「設備」の次に「・舗装」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の久喜市工事検査要綱の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後に工事検査依頼書の提出があった工事の検査について適用し、同日前に工事検査依頼書の提出があった工事の検査については、なお従前の例による。